

はじめに

2019年1月、10年ぶりに新しい業務報酬基準の告示第98号が施行されました。

業務報酬基準は、2009年1月に略算表が金額基準の業務報酬基準告示第1206号から、面積基準の告示第15号へ大改革されました。面積基準の略算表は、金額基準ではコストダウン等により工事費が低減された場合に業務内容が変わらないにもかかわらず、設計等の報酬が不適切に減額される等の指摘があり採用された方法です。

今回の改正は、標準業務に付随する追加的な業務が増大するなど業務実態が変化していること、発注方式の多様化や建築物の大規模化など略算方法が対応できないなどの課題を整理したうえで、調査によって得られた結果を課題への対応も踏まえながら告示等としてまとめられたものです。

業務報酬基準告示第98号(※1)は、前基準と算定の基本的な構成が似てはいても、課題を踏まえ、難易度係数による補正を充実し追加的な業務の業務内容を明確にしているなど、進化したのではないかと評価できます。

本会は会員・構成員の多くが、その経営基盤を地方自治体等の公共建築に頼っており、前報酬基準告示第15号の面積基準になって委託額が減少したとの声が多く聞かれたことから、次の報酬基準の改正に備え業務報酬改善に係る特別委員会を設置して実態調査と分析を行ってきました。特に、公共建築における標準業務の業務比率や標準業務に付随して実施される追加的な業務の業務量に注目して行っています。

本会は会員・構成員に向けて、特別委員会の調査等の結果を活用した補足資料を作成し、告示第98号の活用と普及に役立てることとしました。つきましては、本会の会員・構成員事務所におかれまして本資料の趣旨を十分に理解のうえご活用頂き、告示第98号の一層の普及等にご協力頂きますとともに、今後の定期的な見直しに向けての業務量の集積や公共建築と民間建築の業務量の違いに関する情報をご提供頂きますようお願い申し上げます。

本資料の編纂にあたり、告示第98号及び同技術的助言(※2)、同ガイドライン(※3)、官庁施設の設計業務等積算基準、同要領及び同通知(※4)、同参考図書(※5)を詳細にわたり参考にしましたこと、また表現の分かり難い部分は今後の改訂版にて改善してくことをご理解とご容赦頂きますよう申し添えます。

併せて、本資料と共に計算ソフトも同時に提供できることになりました。地方の自治体などの官庁施設の発注公共団体等での業務量算定においても、ご活用頂けることを願っています。

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会

会長 西田能行

-
- (※1) 平成31年国土交通省告示第98号 「建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準」
平成31年1月21日 公布・施行
 - (※2) 技術的助言(平成31年1月21日国住指第3418号) 「建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準について(技術的助言)」
 - (※3) 「建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」
(2019年告示第98号版) 業務報酬基準検討委員会編集 (ガイドライン)
 - (※4) 官庁施設の設計業務等積算基準(平成31年1月改定版) 国営整第163号 平成31年1月21日
官庁施設の設計業務等積算要領(平成31年1月改定版) 国営整第164号 平成31年1月21日
官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について(通知) 国営整第210号 平成31年3月38日
 - (※5) 「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」(平成31年版) 一般社団法人公共建築協会編集 (参考図書)